



申請はお早めに

福祉医療費制度

「子ども」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子および父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関にかかる場合、健康保険証と「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、下の表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

母子および父子家庭の皆さんへ

福祉医療費制度の「母子および父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付しますので、7月29日（金）までに申請して下さい。有効期間は、平成23年8月1日から平成24年7月31日（平成5年4月2日から平成6年4月1日生まれの子供は、平成24年3月31日）までです。

なお、現在該当の人は、7月中に通知を発送します。

▼資格要件

○18歳未満の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子家庭

○18歳未満で父母のいない子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）

*いずれも前年度所得税が非課税の人。なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。

▼申請に必要なもの

- ①健康保険証②印鑑③1月1日以降に転入した人は、平成23年度の所得の証明書（平成22年中の所得と控除がわかるもの）④戸籍謄本（吉岡町に本籍のある人は不要）

▼問合せ先 健康福祉課保険室
☎54・3111（内線156）



福祉医療費制度の概要

区分	対象者	申請に必要なもの
子ども	0歳～中学校3年生まで	・健康保険証 ・印鑑
重度心身障害者 (高齢重度障害者含む)	障害年金1級	・障害年金証書 ・健康保険証 ・印鑑
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ	・身体障害者手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	療育手帳A判定	・療育手帳 ・健康保険証 ・印鑑
	特別児童扶養手当1級	・特別児童扶養手当証書 ・健康保険証 ・印鑑
母子・父子家庭等	障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	・自立支援医療受給者証（精神通院） ・健康保険証 ・印鑑
	・母子・父子家庭で、18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭 ・両親のいない子(18歳未満) ※所得税非課税者	・健康保険証 ・印鑑 ・戸籍謄本 ・所得課税証明

国民健康保険加入者の人へ

国保税の上限額が変わりました

平成23年度分から国民健康保険税の上限額が引き上げられました。

これまでは、医療分50万円・後期高齢者支援金分13万円・介護分10万円分となっていました

が、平成23年4月加入分からは、

医療分51万円・後期高齢者支援金分14万円・介護分12万円に引き上げられました。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ先 財務課税務室
☎54・3111（内線137）



8月1日から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

8月1日から保険医療機関の受付などで提示していただく「後期高齢者医療被保険者証」が**新しくなります**。

新しい被保険者証の色は**紫色**です。今までの被保険者証（水色）は8月以降使えなくなりま

被保険者証裏面の臓器提供 意思表示欄について

臓器移植に関する法律が改正され、国や地方公共団体では移植医療に関する啓発を行うことになり、今年度から被保険者証に臓器提供に関する意思表示欄を設けました。

被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に記入することで、臓器提供の意思が有る・無しを表示できます。臓器提供意思表示欄の記入は被保険者の任意です。

（役場窓口にて「個人情報保護シール」が置いてありますので必要な人はご利用ください。）

自己負担割合について

平成24年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の平成23年度の住民税課税所得により判定されます。

- ・課税所得
- 145万円以上 3割
- 145万円未満 1割

ただし、上記の判定で3割負担に該当する人でも、平成22年の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③同一世帯に70歳から74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

限度額適用・標準負担額 減額認定証について

住民税非課税世帯の被保険者

は入院の際に限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費の窓口負担と食事代などの自己負担が軽減されます。現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人は、有効期限が平成23年7月31日までとなつていきます。引き続き軽減を受けするためには8月中に申請手続きをして、新しい認定証の交付を受けてください。

短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納

状況により、通常より有効期間の短い被保険者証（平成24年1月31日有効期限）を交付する場合があります。

さらに、特別な理由がなく納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付することがあります。

▼問合せ先 健康福祉課保険室
☎54・3111（内線157）
群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7125

介護に興味をお持ちの人へ

介護サービス利用者のための 相談員募集

町では、介護サービス利用者の権利を守り介護サービスの質の向上を図る目的で、介護相談員を募集します。委嘱後は群馬県主催の研修を受講後、年に数回介護サービス事業所を訪問し、サービス利用者とのパイプ役を務めていただきます。

▼活動内容 サービス利用者の相談受付、サービス利用の実態把握、介護保険制度の普及など

▼募集要件 町内在住で普通自動車運転免許をお持ちで、県主催の研修会に全日出席できる人

▼任期 2年

▼募集人員 2名※応募者多数の場合は高齢者福祉について小論文を提出していただき選考

▼申込締切 7月29日（金）
▼申込・問合せ先 健康福祉課福祉室 ☎54・3111（内線152）